

## 令和8年度 資料活用部（資料保存活用）補助員募集要項

1 雇用期間 令和8年4月10日（金）から令和9年3月12日（金）まで

### 2 契約更新の有無

更新する場合がある。更新の契約は次により判断する。

- ・契約期間満了時の業務量
- ・従事している業務の進捗状況
- ・勤務成績
- ・通勤の状況
- ・事業団の経営状況

事業団との契約が通算5年度を超える場合は更新しない。

3 職種 資料活用部（資料保存活用）補助員

4 業務内容 埋蔵文化財の保存・普及活用業務の補助

5 勤務場所 埼玉県埋蔵文化財事業団本部（熊谷市船木台）

6 就業日・時間 補助員（勤務形態A）

午前9時から午後5時まで

（休憩時間12：00から13：00まで）

月曜日から金曜日までの週5日（休日を除く、週35時間）

8割以上出勤すること。

令和9年3月末の年齢が65歳までとする。

時間外勤務は命じない。

事業団以外で雇用契約を締結している場合（いわゆるダブルワーク）は必ず申し出ること。また、事業団と他の事業所との勤務時間を合わせて1日8時間または週40時間を超える場合は応募できない。

補助員（勤務形態B）

午前9時から午後2時45分まで

（休憩時間12：00から13：00まで）

月曜日から金曜日までの週4日（週19時間）

ひと月12日以上、出勤すること。

令和9年3月末の年齢が71歳までとする。

時間外勤務は命じない。

7 休日 毎週土曜・日曜・国民の祝日

その他天候又は監督者不在等の事情で作業ができない日

8 有給休暇 労働基準法に則り付与する。継続勤務が6か月に達するまでは、

ひと月ごとに1日ずつ有休を付与する。

勤務形態Bでは、ひと月で12日以上の出勤実績がない場合には付与しない。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| <b>9 賃金等</b>    | 基準賃金 補助員（勤務形態A） 日額8,876円<br>補助員（勤務形態B） 日額6,023円<br>遅刻早退等は時間数に応じ時間割額を減額する。<br>(欠勤1時間につき、1,268円を減額する。)<br>基準賃金のほか、事業団の定めによる通勤手当（上限あり）を支給する。<br>賞与、昇格、昇給、退職金はなし。 |
| <b>10 賃金締切日</b> | 毎月末日  |
| <b>11 賃金支払日</b> | 毎締切日の翌月の14日<br>(支払日が土・日曜日、国民の祝日等の場合は、その前日)  |
| <b>12 労働保険</b>  | 労災保険全員加入<br>雇用保険は、勤務形態Aのみ加入。勤務形態Bは加入しない。  |
| <b>13 社会保険</b>  | 勤務形態Aのみ加入。勤務形態Bは加入しない。  |
| <b>14 その他</b>   | 公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団臨時職員就業規則による。   |